

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

令和 2 年 4 月 1 日

(教) 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成 24 年大阪市条例第 86 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校をいう。
- (2) 複式学級 2 の学年の児童で編成する学級をいう。
- (3) 単学級 1 の学年における学級数が 1 であることをいう。
- (4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校(条例第 16 条第 4 項に規定する適正配置対象校をいう。以下同じ。)との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域(大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成 25 年大阪市教育局委員会規則第 40 号)第 2 条第 3 号に規定する通学区域をいう。以下同じ。)の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

(適正配置対象校の区分)

第 3 条 適正配置対象校については、毎年 5 月 1 日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が 120 名を下回り、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が 120 名以上であるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前 3 号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7 学級以上 11 学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- (6) 今後 7 学級以上 11 学級以下であると見込まれる学校

(学校再編整備計画)

第 4 条 条例第 16 条第 5 項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりと

する。

- (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。
- 3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。
- 4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。
- 6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は

変更した場合、条例第 16 条第 7 項（同条第 8 項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画ごとに学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び当該適正配置関係校（以下「当該学校等」という。）の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童の保護者
- (2) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の所在する地域の住民
- (3) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の学校協議会の構成員
- (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

3 委員の定数は、原則として、当該学校等のうち 1 の学校ごとに 5 名以内とし、会議ごとに定める。

4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から 4 年以内とする。

5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 学校再編整備計画に関すること
- (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

7 会議は原則として公開するものとする。

8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童について、当該児童の保護者又は当該児童が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

（実施の細目）

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 12 日（教）規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。